

令和6・7年度津軽広域水道企業団指名競争入札参加資格審査申請書提出要領  
(測量・建設コンサルタント等)

1 受付期間

令和6年1月9日(火)から令和6年2月29日(木)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

- ・持参の場合(受付時間)・・・9:00~12:00 13:00~16:00
- ・郵送又は宅配便の場合・・・令和6年2月29日(木)必着

2 有効期間

2年間(令和6年9月1日から令和8年8月31日まで)

3 提出書類

- ① 指名競争入札参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等) (企業団様式①)
  - ・提出部数・・・3枚綴り2部(原本1部、原本の写し1部)
- ② 測量等実績調書(直前2事業年度分)(国土交通省(中央公契連)統一様式)
- ③ 技術者経歴書(国土交通省(中央公契連)統一様式)
- ④ 営業所一覧表(国土交通省(中央公契連)統一様式)
- ⑤ 登記簿謄本等の写し(申請日前3か月以内に発行されたもの)
  - ・法人の場合・・・登記簿謄本又は履歴(現在)事項全部証明書
  - ・個人の場合・・・代表者の身分証明書
- ⑥ 登録証明書等の写し(申請日時点において有効なもの)  
※提出書類①「18登録等を受けている事業」該当分について、提出してください。
- ⑦ 財務諸表類(直前2か年分の財務諸表又は決算書)の写し
- ⑧ 印鑑証明書の写し(申請日前3か月以内に発行されたもの)
  - ・法人の場合・・・各法務局へ交付申請
  - ・個人の場合・・・印鑑登録をしている市町村へ交付申請
- ⑨ 市町村税の滞納がないことの証明書の写し(申請日前3か月以内に発行されたもの)
  - ・提出対象者・・・弘前市、黒石市、五所川原市、平川市、青森市、藤崎町、田舎館村、板柳町、鶴田町、  
つがる市に本社(本店)又は委任される支社(支店・営業所等)を有する方
    - ア 法人の場合・・・直前2か年度分の法人市町村民税及び固定資産税等
    - イ 個人の場合・・・直前2か年度分の個人市町村民税及び固定資産税等
- ⑩ 国税の未納がないことの証明書の写し(申請日前3か月以内に発行されたもの)
  - ・法人の場合・・・法人税と消費税及び地方消費税(「様式その3又はその3の3」)
  - ・個人の場合・・・申告所得税と消費税及び地方消費税(「様式その3又はその3の2」)
- ⑪ 委任状(企業団様式⑪、契約等を支社・支店・営業所等に委任する場合)
- ⑫ 使用印鑑届(企業団様式⑫、委任状(上記企業団様式⑪)を提出する場合は不要)
- ⑬ 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書(企業団様式⑬)
- ⑭ 提出書類チェックシート(測量・建設コンサルタント等) (企業団様式⑭)  
※申請者が、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務を希望し、かつ国土交通大臣の定めた登録規程による登録業者であるときは、各登録規程による現況報告書の副本の写し(直前2か年分。国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。)の提出があれば、当該業務に係る提出書類②、③、⑦を省略することができます。

★ 提出書類①（原本の写し1部）・⑪・⑫は、フラットファイル表紙の裏面にクリップ等で留めてください。

#### 4 資格審査の結果

資格審査の結果は、令和6年9月上旬頃に津軽広域水道企業団ホームページに掲載するほか、津軽事業部総務課及び西北事業部総務課にて閲覧に供します。

#### 5 注 意 事 項

- 指名競争入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）は、企業団様式①に限ります。
- 企業団様式は、津軽広域水道企業団ホームページからダウンロードしてください。
- 提出書類は、ステープラー（ホッチキス）で留めないでください。
- 提出書類において、写しを提出する場合には、内容が鮮明なものに限ります。
- 書類の提出は、フラットファイル（A4判S型、色の指定はありません）を使用し、上記「3 提出書類」に記載の番号順に並べて左綴じにしてください。ただし、提出書類①（原本の写し1部）・⑪・⑫は、フラットファイルに綴じ込まないでください。
- フラットファイルの表紙と背表紙には、「**令和6・7年度 測量・建設コンサルタント等 商号又は名称**」を記入してください。
- 受領確認の方法は、次のとおりとします。
  - ・持参の場合 … 企業団様式①の写し（提出書類①とは別に3枚綴りの1枚目）を持参してください。
  - ・郵送又は宅配便の場合 … 企業団様式①の写し（提出書類①とは別に3枚綴りの1枚目）及び宛先を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）をフラットファイル表紙の裏面にクリップ等で留めてください。
- 受付後において、提出書類の不備が判明した場合には、FAX又は電話で連絡の上、提出書類の補正を求めることがあります。

#### 6 提出後の変更

申請書の提出後、申請内容に変更があった場合には、必ずその都度変更届を提出してください。また、希望業務の追加については受付いたしませんので、ご注意ください。

#### 7 提 出 先

- ① 次の地域に、本社（本店）又は委任される支社（支店・営業所等）を有する方は、**津軽事業部総務課**へ提出してください。

弘前市、黒石市、五所川原市（平成17年3月27日における五所川原市の区域に限る。）、平川市（平成17年12月31日における尾上町及び平賀町の区域に限る。）、青森市（平成17年3月31日における浪岡町の区域に限る。）、藤崎町、田舎館村、板柳町、鶴田町
- ② 次の地域に、本社（本店）又は委任される支社（支店・営業所等）を有する方は、**西北事業部総務課**へ提出してください。

つがる市、五所川原市（平成17年3月27日における市浦村の区域に限る。）
- ③ 上記以外の方は、津軽事業部総務課又は西北事業部総務課のどちらかに提出してください。
  - ・津軽事業部 総務課 〒036-0342 青森県黒石市大字石名坂字姥懐2番地  
電話 0172-52-6033 FAX 0172-53-2983
  - ・西北事業部 総務課 〒038-3196 青森県つがる市柏桑野木田福井20-4  
電話 0173-25-2711 FAX 0173-25-2188